

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】2
- 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】3
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局生涯学習総合センター管理運営課】4
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】5
- 利用料金の額の承認【港湾空港局港営部港営課】1 1

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】1 5
- 特定調達契約の相手方の決定（2件）【保健福祉局地域福祉部介護保険課】1 9
- 特定調達契約の相手方の決定（2件）【総務局情報政策部情報政策課】2 1

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】2 3

◇ 病 院 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【病院局経営課】2 4

北九州市告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、若松高須郵便局及び八幡南郵便局における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第170号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、し尿処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州地域環境協同組合連合会	北九州市小倉北区中井二丁目7番3号	平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第171号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、生涯学習総合センター等における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立生涯学習総合センター	北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町4番6号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立門司生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター			
北九州市立八幡東生涯学習センター			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター			
北九州市立戸畑生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館			
北九州市立婦人会館			
北九州市立若松生涯学習センター	共同企業体 グループA2K 代表企業 朝日建物管理株式会社九州支店	北九州市小倉北区大門二丁目1番8号	

北九州市告示第 172 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 4 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設 の 名 称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立総合体育館 北九州市立若松体育館 八幡東体育館 北九州市立折尾スポーツセンター 北九州市立鞘ヶ谷競技場 高炉台球場 都島球場 北九州市立若松武道場	公益財団法人北九州市体育協会 会長 高田寿一郎	北九州市八幡東区 八王寺町 4 番 1 号	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立新門司庭球場 北九州市立新門司運動場 北九州市立新門司球技場	特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ 理事長 岡村武之	北九州市門司区新門司北二丁目 6 番 2 号	
北九州市民球場 三萩野球場	北九州野球株式会社 代表取締役社長 原田康	北九州市小倉北区 三萩野二丁目 10 番 1 号	

<p>桃園球場 桃園運動場 桃園庭球場 桃園市民プール (室内及び屋外) 北九州市立大谷球 場 的場池体育館 的場池球場 ひびきコスモス運 動場 北九州市立若松庭 球場 北九州市立若松球 場 北九州市立若松球 技場</p>	<p>株式会社スピナ 代表取締役 前 川義広</p>	<p>北九州市八幡東区 平野二丁目11番 1号</p>
<p>文化記念プール 文化記念公園管理 棟 文化記念運動場</p>	<p>西部ガス・富士 メンテサービス 共同事業体 共 同事業体代表者 西部ガス株式会 社北九州支社 執行役員北九州 支社長 山口幸 之助</p>	<p>北九州市小倉北区 愛宕一丁目5番1 0号</p>
<p>北九州市立新門司 体育館 北九州市立門司体 育館</p>	<p>コナミスポーツ ・日本管財共同 事業体 共同事 業体代表者 株</p>	<p>東京都品川区東品 川四丁目10番1 号</p>

<p>北九州市立小倉北 体育館 北九州市立小倉南 体育館 門司球場 北九州市立門司青 少年体育館 大里柔剣道場 北九州市立門司弓 道場 北九州市立小倉南 庭球場 北九州市立新門司 温水プール 大里プール 和布刈塩水プール</p>	<p>株式会社コナミス ポーツクラブ 代表取締役 落 合 昭</p>	
<p>本城陸上競技場 本城運動場 本城球場</p>	<p>スポーツパーク パートナーズ本 城共同事業体 代表 日本体育 施設株式会社 九州営業所 所 長 神倉正法</p>	<p>福岡市南区大池一 丁目 2 3 番 1 5 号</p>
<p>北九州市立浅生ス ポーツセンター</p>	<p>戸畑スポーツコ ミュニティ共同 事業体 代表 株式会社オリエ ンタルコンサル タント北九州事 務所 所長 重</p>	<p>北九州市小倉北区 砂津二丁目 1 1 番 2 3 号</p>

	中一人	
北九州スタジアム	株式会社ウインドシップ北九州 代表取締役 山本泰弘	北九州市小倉北区 米町二丁目2番1号
北九州市立門司庭球場 田野浦庭球場	門司庭球協会 会長 柊山幸志 郎	北九州市門司区清見一丁目17番12-104号
北九州市立門司弓道場	大里弓道場会運営委員会 会長 米谷和幸	北九州市門司区大里東一丁目4番8号
北九州市立門司青少年体育館	門司青少年体育館運営委員会 委員長 吉永高敏	北九州市門司区東門司一丁目1番24号
大里柔剣道場	大里柔剣道場運営委員会 委員長 中島慎一	北九州市門司区不老町一丁目1番4号
勝山弓道場	勝山弓道場運営委員会 会長 杉原義勝	北九州市小倉北区内城4番
北九州市立小倉北柔剣道場	小倉北柔剣道場運営委員会 会長 矢野直行	北九州市小倉北区田町14番19号
三萩野体育館	特定非営利活動法人 北九州市レクリエーション協会 会長 柏木康彦	北九州市小倉北区三萩野三丁目3番1号
三萩野庭球場	三萩野庭球場運	北九州市小倉北区

	営委員会 会長 玉木明和	三萩野三丁目3番 2号
北九州市立曾根体育館	曾根体育館運営 委員会 会長 上村律藏	北九州市小倉南区 下曾根四丁目2番 2号
文化記念庭球場	文化記念庭球場 運営委員会 会 長 鍋島幸次	北九州市小倉南区 田原五丁目1番
北九州市立小倉南 武道場	小倉南武道場運 営委員会 会長 園田和則	北九州市小倉南区 徳力二丁目10番 1号
紫川河畔庭球場	紫川河畔体育施 設運営委員会 会長 久留島慶 子	北九州市小倉南区 徳力新町一丁目1 番8号
吉田太陽の丘庭球 場	太陽の丘公園管 理運営委員会 会長 安藤多寿	北九州市小倉南区 中吉田二丁目10 番
北九州市立城野体 育館	城野体育館運営 委員会 会長 尾崎継夫	北九州市小倉南区 八幡町3番4号 1号
北九州市立若松武 道場	若松武道場弓道 場管理委員会 会長 吉竹康年	北九州市若松区古 前一丁目1番2号
北九州市立八幡東 柔剣道場	八幡東柔剣道場 運営委員会 会 長 日名子 公	北九州市八幡東区 尾倉二丁目8番3 4号
桃園弓道場	桃園弓道場運営 委員会 会長	北九州市八幡東区 桃園三丁目1番4

	濱田 實	号
北九州市立香月スポーツセンター 香月中央庭球場 香月中央運動場	特定非営利活動法人香月・千代スポーツクラブ 会長 陣内祥充	北九州市八幡西区 香月西四丁目1番1号
北九州市立八幡西柔剣道場	八幡西柔剣道場運営委員会 会長 岡田 滋	北九州市八幡西区 則松七丁目16番45号
北九州市立黒崎体育館	黒崎体育館運営委員会 会長 平山緑祐	北九州市八幡西区 藤田四丁目1番1号
的場池弓道場	的場池弓道場運営委員会 会長 篠原邦彦	北九州市八幡西区 的場町1番2号
北九州市立城山体育館 北九州市立城山庭球場 北九州市城山球場 城山緑地庭球場	城山体育施設運営委員会 会長 池野憲介	北九州市八幡西区 屋敷二丁目14番1号

北九州市告示第173号

北九州市港湾施設管理条例（昭和52年北九州市条例第7号）第25条の2第3項の規定により、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの旧大連航路上屋の利用料金の額を承認したので、北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和52年北九州市規則第31号）第35条の3の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

区分		金額						
港 湾 環 境 整 備 施 設	休 憩 所 航 路 上 屋	旧 大 連 航 路	—		9時～12時	12時～17時	17時～22時	
			多目的室A		円 600	円 900	円 1,500	
		多目的室Aを2区分して利用する場合		1区分 当たり	300	450	750	
		多目的室B			1,300	2,100	3,400	
		ホール			2,400	3,900	6,400	
		多目的スペース			2,900	4,600	7,500	
		シャワー室			1室につき1時間又はその端数ごとに100円			
		設備・器具		映像設備	液晶プロジェクター		1台につき1時間又はその端数ごと	

		に 1, 500 円
	スクリーン	1 枚につき 1 時間 又はその端数ごと に 250 円
	ブルーレイディスク プレーヤー	1 台につき 1 時間 又はその端数ごと に 700 円
音響設 備	音響システム	1 式につき 1 時間 又はその端数ごと に 2, 000 円
	ワイヤレスマイク	1 式につき 1 時間 又はその端数ごと に 500 円
	マイクロホン	1 本につき 1 時間 又はその端数ごと に 125 円
	マイクロホンスタン ド（床置型）	1 本につき 1 時間 又はその端数ごと に 50 円
	マイクロホンスタン ド（卓上型）	1 本につき 1 時間 又はその端数ごと に 25 円
	拡声装置	1 台につき 1 時間 又はその端数ごと

		に 5 0 0 円
照明設備	ボーダーライト	1 台につき 1 時間 又はその端数ごとに 1 0 0 円
	スポットライト	1 台につき 1 時間 又はその端数ごとに 6 0 円
	ピンスポットライト	1 台につき 1 時間 又はその端数ごとに 3 2 5 円
舞台設備	簡易ステージ	1 台につき 1 時間 又はその端数ごとに 7 5 円
	演台	1 台につき 1 時間 又はその端数ごとに 7 5 円
	花台	1 台につき 1 時間 又はその端数ごとに 5 0 円
その他の設備・器具	展示用パネル	1 台につき 1 日ごとに 2 0 0 円
冷暖房設備	多目的室 A	3 0 分又はその端数ごとに 2 0 円

				多目的室 A を 2 区分 して利用する場合	30分又はその端 数ごとに10円
				多目的室 B	30分又はその端 数ごとに70円
				ホール	30分又はその端 数ごとに190円

北九州市公告第 2 3 1 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市平成 3 3 基準年度固定資産（土地）評価替えに伴う路線価等付設業務委託（平成 3 0 年度～平成 3 2 年度分）
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る技術、実績等に関する書類及び入札書を提出すること。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「物品有資格業者名簿」という。）に記載され、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。
- (3) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 6 0 号）第 7 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「測量コンサル有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (4) 物品有資格業者名簿及び測量コンサル有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 国税（法人税及び消費税等）に過去3年（事業年度）未納の税額がないこと。
- (7) 物品有資格業者名簿の営業種目として「ソフトウェアの開発」、「統計・計算の受託処理」又は「その他」のいずれかを登録していること。
- (8) 測量コンサル有資格業者名簿の業務内容として「補償」を登録していること。
- (9) 平成24年4月1日から平成30年3月31日までに東京都又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）で本業務と同種の業務受託実績を有すること。
- (10) 不動産鑑定士を雇用（顧問契約も含む。）していること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方式

ア 総合評価は、加算方式とする。

イ 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価値} + \text{価格評価値}$$

ウ 技術評価値は、次の（ア）から（エ）までの評価項目ごとの評価によって加算する。

- (ア) 業務実施体制
- (イ) 業務受託実績
- (ウ) 事前業務質問
- (エ) プレゼンテーション

エ 価格評価値は、各入札者の入札金額に応じ得点を与える。

オ 技術評価値及び価格評価値の配点は、次のとおりとする。

- (ア) 技術評価値 200点
- (イ) 価格評価値 100点

(2) その他総合評価に関する詳細については、次項第3号の実施要領等による。

4 実施要領等の交付場所と日時等

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局税務部固定資産税課

(2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から平成30年5月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 実施要領等の交付方法 第1号の場所において無償で交付する。

5 入札参加申出書等の提出物

この公告に係る一般競争入札に参加しようとする者は、実施要領等の交付を受けた上で所定の期日までに入札参加申出書等を北九州市財政局税務部固定資産税課へ提出しなければこの入札に参加できない。

(1) 提出書類

入札参加申出書等

(2) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 公告日から平成30年5月2日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 持参するものとする。

(3) その他

提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎6階62会議室

(2) 日時 平成30年5月30日午後1時30分から

7 入札の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

(2) 日時 平成30年6月11日午後1時30分から

8 プレゼンテーションの場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎6階62会議室

(2) 日時 平成30年6月18日午後1時30分から

9 落札者の決定方法

(1) 入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ、プレゼンテーションを実施し、総合評価を行う。

(2) 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で入札した者で、第3項第1号イの評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者によるくじ引きで落札者を決定する。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 提出書類等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
 - エ 落札者の決定までに入札参加資格を失った者がした入札
 - オ その他入札の条件に違反した入札
- (4) その他
- 本業務委託に係るその他入札に関する条件は、実施要領による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611

北九州市公告第 232 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 4 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
介護保険事務処理システム法改正対応改修業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 30 年 3 月 16 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 16 号
- 5 契約金額
3, 824 万 2, 800 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 2 3 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成 3 0 年度介護保険事務処理システム運用及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 3 0 年 3 月 3 0 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 1 6 号
- 5 契約金額
4, 9 8 9 万 6, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 234 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 4 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
庁内イントラネットセキュリティ監視・管理業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務局情報政策部情報政策課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 30 年 3 月 27 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
新日鉄住金ソリューションズ株式会社
IT インフラソリューション事業本部営業本部九州営業グループ
北九州市八幡東区東田一丁目 5 番 7 号
- 5 契約金額
3,015 万 4,680 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 237 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 4 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成 30 年度団体内統合宛名システム運用・保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務局情報政策部情報政策課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 30 年 3 月 27 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
富士通株式会社九州支社
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額
3, 888 万 4, 320 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市上下水道局告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第28条に規定する水道料金及び北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第15条第1項に規定する下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月17日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

受託者		委託期間
名称	住所	
弁護士法人館野法律事務所	東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号	平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

北九州市病院局公告第12号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月17日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

北九州市病院局人事給与・勤怠管理システム構築業務 一式

(2) 購入品目の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 納入期限 平成31年3月31日

(4) 納入場所 北九州市病院局長が指示する場所

(5) 入札方法 総合評価落札方式により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市病院局と同規模以上の病院（管理者数が1,000名以上の病院をいう。）で、人事給与・勤怠管理システム構築業務を元請として

受注した実績が5件以上あること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年5月9日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市病院局経営課

イ 日時 公告の日から平成30年5月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、平成30年5月29日は、午後2時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年5月9日までに、競争参加の申出書及び提案に係る性能、機能、技術等に関する書類を北九州市病院局経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に郵便書留により平成30年5月28日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 平成30年5月29日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市病院局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規

程」という。)において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格がない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ総合評価を行い、総合評価の方法によって得られた総合評価点数の最も高いものを落札候補者とする。

イ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局経営課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-3054

6 Summary

(1) Product and Quantity

Project to develop personnel payroll and attendance management systems for the Municipal Hospitals Bureau, City of Kitakyushu

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., May 29, 2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 28, 2018

(4) For further information, please contact : Management Division,
Municipal Hospitals Bureau, City of Kitakyushu